

1 対象者(苓岐市に住民登録がある方限定) 下記のいずれかに該当する方

- (1) 75歳以上の方
- (2) 障がい者手帳をお持ちの方
- (3) 介護保険の要介護認定を受けている方
- (4) その他やむを得ない理由により外出が困難な方

※更新、再交付申請も対象。(電子証明書の手続きはできません。)

※法定代理人以外の申請は本人のカード作成に対する意思表示ができる方に限ります。

2 訪問要件

- (1) 訪問先が苓岐市内であること
- (2) 申請者本人(15歳未満または成年被後見人の方は法定代理人の同席)が訪問先にいること
- (3) 申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと
- (4) 介護等が必要な方の場合、介護者等が同席できること

※お住まいの地区でのお申し込みとなります。

※三島地区への訪問はおこないません。

3 申請時に必要となる書類

- (1) 本人確認書類の原本
- (2) 15歳未満の場合、法定代理人の本人確認書類及び法定代理人であることを確認できる書類
(法定代理人が同一世帯の場合は不要)
- (3) 成年被後見人の場合、成年後見人の本人確認書類及び権限を確認できる書類の原本
- (4) マイナンバーカード又は通知カード(紛失された方は、紛失届を記入していただきます。)

4 本人確認書類

以下の表のA書類1点またはB書類2点 + 照会回答書

(ご予約いただいたあとご自宅へ送付させていただきます)

※有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限ります。

A書類

官公署が発行した顔写真付きのもの
(例)運転免許証、マイナンバーカード(有効期限内又は有効期限から6か月以内のもの)、
運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、
住民基本台帳カード(写真付き)、旅券、身体障がい者手帳、
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、
特別永住者証明書 等

B書類

「氏名+住所」または「氏名+生年月日」記載のもの
(例)健康保険証、資格確認書、介護保険被保険者証、
福祉医療費受給者証、母子手帳、
各種年金証書(年金手帳や基礎年金番号通知書)、
生活保護受給者証、児童扶養手当証書、医療受給者証、
社員証、学生証、船員手帳、顔写真証明書、診察券、
島民カード 等

苓岐市

お問い合わせ: 苓岐市役所 市民福祉課: 0920-48-1116 (平日 8:30~17:15)

苓岐市から委託を受けた株式会社エイチ・アイ・エスが運営しております。